屋外広告業者に対する規制

1 屋外広告業の登録制度

いわき市内で屋外広告業を営むには、市長の登録を受けなければなりません。登録申請の際には手数料 11,000 円が必要となります。

また、条例に違反した場合、登録の取消し、業務停止を命ぜられることがあります。

* 特例制度

福島県の登録を受け、その旨を所定の様式により市に届出れば、本市に登録した こととみなす特例制度があります。特例届出の際には手数料は必要ありません。

2 業務主任者の選任

屋外広告業者は、その営業所ごとに、必ず業務主任者を置かなければなりません。

* 業務主任者の適格者とは

- 屋外広告士
- 屋外広告物講習会の修了者
- 職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者、職業訓練修了者

3 立入検査

市長は、屋外広告業者に対し、その営業について報告若しくは資料の提出を求めることができます。又はその職員が営業所等に立ち入り、帳簿、書類等を検査することができます。



罰則

登録を受けないで屋外広告業を営んだ場合、措置命令等に違反した場合など、条例の規定 に違反した者は、懲役、罰金、過料に処せられることがあります。



屋外広告物審議会

屋外広告物に関する重要事項について調査審議する機関です。

以下の事項について審議することとなっています。

- 特別規制地域等、普通規制地域等、禁止物件の指定または変更
- 許可基準等の指定、変更
- 広告景観整備地区の指定、解除、変更